

鳥羽商船高等専門学校校舎地区で使用する電気  
契約電力 320kW 契約予定使用電力量 1,116,700kWh

## 仕 様 書

令和 3 年 7 月

鳥羽商船高等専門学校

## 1. 概要

- (1) 対象建物 独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校 校舎地区
- (2) 需要場所 三重県鳥羽市池上町1-1
- (3) 業種および用途 学校・研究所

## 2. 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

|         |         |
|---------|---------|
| ア 電気方式  | 交流3相3線式 |
| イ 標準電圧  | 6,600V  |
| ウ 計量電圧  | 6,600V  |
| エ 標準周波数 | 60Hz    |
| オ 受電方式  | 1回線受電   |
| カ 発電設備  | なし      |

- (2) 契約電力（常時電力）、契約予定使用電力量

ア 契約電力 320kW

（ただし当該1月間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする）

イ 契約予定使用電力量 1,116,700kWh

（a）各月の電力使用計画（最大需要電力、使用電力量） 別紙のとおり

- (3) 契約使用期間 令和4年4月1日0:00から令和6年3月31日24:00

- (4) 需給地点

需要場所における構内引込第1柱上の鳥羽商船高等専門学校が施設した開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点に同じ

- (6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ

- (7) 検針日および計量

原則、検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

- (8) 代金の算定期間

料金の算定は、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

- (9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく、二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

- ア 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は供給者が定める約款の規定によるものとする。
- イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。  
なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 契約超過金

当該月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は契約超過金を請求することができるものとする。なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 清算金

契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は、清算金を請求することができるものとする。なお、清算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

3. 要求要件

- (1) 本校が要求する期間中、本校の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。  
なお、当該設備等に改修等の必要があるときは本校と協議すること。
- (2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。

## 【校舎地区】

予定契約電力、予定月別最大需要電力、月別・時間帯別予定使用電力量

|         | 予定契約電力<br>(kW) | 予定月別最大<br>需要電力(kW) | 予定使用電力量<br>(kWh) |
|---------|----------------|--------------------|------------------|
| 令和4年4月  | 320            | 230                | 87,793           |
| 令和4年5月  | 320            | 235                | 90,673           |
| 令和4年6月  | 320            | 286                | 104,537          |
| 令和4年7月  | 320            | 320                | 124,723          |
| 令和4年8月  | 320            | 320                | 90,479           |
| 令和4年9月  | 320            | 223                | 76,272           |
| 令和4年10月 | 320            | 221                | 95,602           |
| 令和4年11月 | 320            | 227                | 92,726           |
| 令和4年12月 | 320            | 269                | 93,320           |
| 令和5年1月  | 320            | 304                | 113,095          |
| 令和5年2月  | 320            | 292                | 82,734           |
| 令和5年3月  | 320            | 186                | 64,746           |
| 合計      |                |                    | 1,116,700        |

※電力使用計画は、令和2年度実績がコロナの為使用電力量が著しく少なかった為、前契約時の平成30年度から算出したものである。

鳥羽商船高等専門学校艇庫地区で使用する電気  
契約電力 60kW 契約予定使用電力量 73,565kWh

## 仕 様 書

令和 3 年 7 月

鳥羽商船高等専門学校

## 1. 概要

- (1) 対象建物 独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校 艇庫地区
- (2) 需要場所 三重県鳥羽市堅神町字崎山 61-1
- (3) 業種および用途 学校・研究所

## 2. 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

|         |             |
|---------|-------------|
| ア 電気方式  | 交流 3 相 3 線式 |
| イ 標準電圧  | 6, 6 0 0 V  |
| ウ 計量電圧  | 6, 6 0 0 V  |
| エ 標準周波数 | 6 0 H z     |
| オ 受電方式  | 1 回線受電      |
| カ 発電設備  | なし          |

- (2) 契約電力（常時電力）、契約予定使用電力量

- ア 契約電力 6 0 k W  
(ただし当該 1 月間の最大需要電力と前 1 1 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする)
- イ 契約予定使用電力量 7 3, 5 6 5 k W h  
(a) 各月の電力使用計画（最大需要電力、使用電力量） 別紙のとおり

- (3) 契約使用期間 令和 4 年 4 月 1 日 0 : 0 0 から令和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0

- (4) 需給地点

需要場所における構内引込第 1 柱上の鳥羽商船高等専門学校が施設した開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点に同じ

- (6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ

- (7) 検針日および計量

原則、検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

- (8) 代金の算定期間

料金の算定は、1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

- (9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく、二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その1か月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 契約超過金

当該月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は契約超過金を請求することができるものとする。なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 清算金

契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は、清算金を請求することができるものとする。なお、清算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

3. 要求要件

(1) 本校が要求する期間中、本校の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。

なお、当該設備等に改修等の必要があるときは本校と協議すること。

(2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。

## 【艇庫地区】

予定契約電力、予定月別最大需要電力、月別・時間帯別予定使用電力量

|         | 予定契約電力<br>(kW) | 予定月別最大<br>需要電力(kW) | 予定使用電力量<br>(kWh) |
|---------|----------------|--------------------|------------------|
| 令和4年4月  | 60             | 42                 | 5,813            |
| 令和4年5月  | 60             | 52                 | 6,563            |
| 令和4年6月  | 60             | 54                 | 6,131            |
| 令和4年7月  | 60             | 60                 | 11,482           |
| 令和4年8月  | 60             | 57                 | 4,976            |
| 令和4年9月  | 60             | 55                 | 8,642            |
| 令和4年10月 | 60             | 46                 | 6,945            |
| 令和4年11月 | 60             | 48                 | 5,692            |
| 令和4年12月 | 60             | 38                 | 4,301            |
| 令和5年1月  | 60             | 32                 | 4,367            |
| 令和5年2月  | 60             | 19                 | 4,221            |
| 令和5年3月  | 60             | 38                 | 4,432            |
| 合計      |                |                    | 73,565           |

※電力使用計画は、令和2年度実績がコロナの為使用電力量が著しく少なかった為、前契約時の平成30年度から算出したものである。